

健康増進等に関する包括連携協定書

座間市（以下「甲」という。）と株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、次のとおり健康増進等に関する包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用し、健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民の健康増進を図り、もって持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- 健康づくりの推進に関すること
- スポーツ振興及び環境づくりに関すること
- 子どもの体力向上に関すること
- 前3号に掲げるもののほか、目的達成に資する事項

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、災害時における応急・支援活動、防災・環境整備等に関する取組について、相互に連携・協力するものとする。

3 甲及び乙は、前2項に掲げる事項を継続的かつ効果的に推進するため、随時情報を交換し、協議を行うものとする。

（具体的な取組）

第3条 前条第1項及び第2項に規定する連携・協力事項の具体的な実施内容については、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを決定し、実施するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかにより本協定の内容について変更の申出がなされたときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙より書面による更新拒絶の意思表示なき場合、本協定は有効期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解除）

第6条 甲及び乙のいずれかより、本協定の解除の申出がなされた場合、甲及び乙は、双方協議の上、両者の合意により本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の情報について、

それぞれ秘密を保持し、第三者に開示、漏洩してはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合、業務上必要な範囲内で法律上の守秘義務を負う弁護士等の外部専門家に開示する場合又は裁判所や行政機関の命令若しくは法令等により開示を要求され必要最小限の範囲内で開示する場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了し、又は解除された後においても、前項に規定する秘密保持義務を負うものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上各1通を保有する。
令和5年9月13日

甲 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市
座間市長 佐藤 弥斗

乙 東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社ルネサンス
取締役副社長執行役員 望月 美佐緒